

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「都要綱」という。）5条1項及び3項の規定による愛の手帳交付申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮詢があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人の母（以下「母」という。）に対し令和6年9月4日付けで行った愛の手帳交付申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

数値だけで判断して却下された。IQやどんなテスト方式か、何をもって総合的な判断なのかを教えてくれない。

手帳は医師の判断で出ると母の主治医に聞いた。

請求人は令和元年に発達障害（自閉スペクトラム症）、軽度知的障害と診断された。

手帳がないことで、受けられる支援も受けられない。

〇〇区の小学校では、病気があることを伝えても先生による嫌がらせを受けている。学習面でも遅れている。質問をしても無視されたり、反抗的な態度だと言われたり、プールも一人だけ入れてもらえなかつたりしている。

〇〇区では、普通クラスでも校長はじめ先生方が優しくしてくれた。

グレーゾーンでは何も支援がなく、困っている。

却下にした理由をわかりやすく説明してもらいたい。

IQ 85 とあるが、請求人の字は小学校〇年生が書くような字では

ない（連絡帳を同封する。）。音読み、訓読みもできない。

トイレの水を流さず、忘れ物が多く、はしも上手に使えない。学校では同級生とのコミュニケーションが取れず、問題が多々ある。

12月1日に○○駅内でかんしゃくを起こし、○○警察署の方に発達障害であることを話すと、男の子と2人での生活では限界が来ると言われた。手帳も取れず、グレーゾーンの子に対しての支援が区にはないと説明すると、こども支援センターがあると言われたので、翌日電話してみたが、グレーゾーンの子に対してはないとのことだった。

一人で抱え込むのも限界である。

手帳があれば福祉課で相談にのってもらえるのに、グレーゾーンでは何の支援もない今まで、生き地獄である。

学校では問題児扱いで、未就学の子がやることについて補習授業を受けている。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 2月 7日	諮問
令和7年 5月 13日	審議（第100回第4部会）
令和7年 7月 9日	審議（第101回第4部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 都要綱等の定め

(1) 都要綱1条は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付することを目的とする旨を定め、都要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所

条例により設置された児童相談所（以下「児童相談所」という。）又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置された東京都心身障害者福祉センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付すると定める。

(2) 都要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳未満の場合にあっては児童相談所を判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

この場合において、都要綱3条4項及び4条は、愛の手帳交付申請書を受理した児童相談所長は、総合判定基準表（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）及び被判定者が6歳から17歳までである場合は都要綱別表3「知的障害（愛の手帳）判定基準表（6～17歳児童）」（別紙2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

そして、都要綱5条1項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条3項は、同条1項の規定により交付申請を却下するときは、愛の手帳交付申請却下通知書により請求人に通知するものとしている。

なお、総合判定基準表によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上『軽度』と判定され、またプロフィールがおおむね『4』程度のものに該当するもの」が、「4度（軽度）」と判定され、「各種の診断の結果、知的障害の程度が判定不能で、またプロフィールについても、その程度の判定が非常に困難であるとき」が、「程度不明」に該当するとされており、最も重度である「1度（最重度）」から最も軽度である「4度（軽度）」までの度数及び「程度不明」のいずれにも該当しないと判定されたときが「非該当」に当たるとされている。

(3) 都要綱14条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日付42民児精発第58号）4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等は、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同・(4)は、程度別総合判定を行うに当たって

は、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

## 2 請求人の知的障害に係る総合判定について

次に、〇〇児童相談所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

### (1) 個別判定基準表によるプロフィール

〇〇児童相談所長は、請求人及び母に対する面接、聴取り調査等により得られた所見に基づき、おおむね下記アないしクのとおり判定していることが認められる。

#### ア 「知能測定値」について

知能検査の結果は、IQ 85と判定されており、個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75」の区分を上回るものとして、「非該当」と判定されている。

#### イ 「学習能力」について

知能検査では、平仮名・片仮名の読み書きは全て可能であり、漢字は一部読み書き可能、文章の理解が可能である。また、加減乗算が可能である。

以上により、個別判定基準表における「簡単な読み、書き、計算がほぼ可能」の区分を上回るものとして、「非該当」と判定されている。

#### ウ 「作業能力」について

知能検査では、三角形やひし形の模写は可能であった。

また、ボタンのある衣服の着脱が可能であると確認されている。

以上により、個別判定基準表における「単純な作業が可能」の区分を上回るものとして、「非該当」と判定されている。

#### エ 「社会性」について

知能検査の実施に当たり、初対面の児童心理司と視線を合わせ、やりとりがスムーズにできた。分からぬ時には自分から分からぬと述べつつ、最後まで席について検査に取り組んだ。

以上により、個別判定基準表における「対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能」の区分を上回るものとして、「非該当」と判定されている。

#### オ 「意思疎通」について

知能検査の課題の中で、児童心理司の説明に従い、絵カードの場

面を適切に言い表したり、必要な言葉を入れて短文を作ることができた。また、日常生活上の会話は可能であることが（母から）聴取されている。

以上により、個別判定基準表における「日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通した意思疎通が可能」の区分を上回るものとして、「非該当」と判定されている。

#### カ 「身体的健康」について

○歳時にクリニックで自閉症、多動傾向と診断され、○歳時にも大学病院で同様の指摘があった。現在、通院服薬はないことが聴取されている。

以上により、請求人は、身体的には健康であり、個別判定基準表における「健康であり、特に注意を必要としない。」の区分を上回るものとして、「非該当」と判定されている。

#### キ 「日常行動」について

交通ルールを理解し、慣れた近所の店で買い物ができる。一方で、外出中に急にいなくなってしまうことがある。服装や食器の位置等にこだわり、母に注意されると怒鳴ったり物にあたったりすることがあることが母から聴取されている。

以上により、個別判定基準表における「日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない。」の区分に相当するものとして、4度と判定されている。

#### ク 「基本的生活」について

日常生活動作は自立しており、介助や特段の配慮を必要としていない。

以上により、個別判定基準表における「身辺生活の処理が可能」の区分を上回るものとして、「非該当」と判定されている。

#### ケ 小括

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目のうち、1項目が4度（軽度）相当であり、7項目が非該当とされている。

上記各項目における障害の程度の判定は、請求人及び母に対する面接、聴取り調査等により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、児童相談所における専門的見地からの判断として、合理性のあるものと認められる。

### (2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「愛の手帳は該当しない」と、心理学的所見欄には「C A 9 : 0 MA 7 : 8 I Q 8 5 (田中ビネー式)」と、社会診断所見欄には「手帳に該当する程度の知的障害は認められない」と、それぞれ記載されている。

### (3) 総合判定

本件判定書に記載されたプロフィールによる判定は、1項目は程度「4」(軽度)とされているものの、8項目中7項目が非該当とされており、全体としては、プロフィールがおおむね「4」程度のものには該当するとはいえない。そして、上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の知的障害の程度は、処遇上、重度から軽度までに該当するものとは認められず、判定不能でもない(「判定が非常に困難であるとき」には該当しない。)。

よって、請求人の障害の程度は、総合判定基準表(別紙1)における「前各号(1度(最重度)から4度(軽度)まで及び程度不明)に該当しないと判定したとき」に該当するものとして、「非該当」と判断するのが相当である。

したがって、本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

### 3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のとおり、令和元年に発達障害(自閉スペクトラム症)、軽度知的障害と診断されたところ、手帳がないことで、受けられる支援も受けられないなどとして、本件処分が違法、不当である旨主張している。

しかし、現行の法制度上は、「発達障害」は広義の精神障害の一種に位置付けられており、「知的障害」とは異なる概念として用いられている。愛の手帳制度における知的障害者は、あくまで知的な遅れがある者を対象としており、発達障害を加味した判定を行っていない。そして、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等は、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとされていることからすると(上記1・(3))、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして、「非該当」と判断するのが相当である(上記2)から、請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当であるということはできない。

なお、請求人は、手帳がないことで、受けられる支援を受けられな

い旨主張する。知的障害は軽度であるとしても、区の障害者支援課、児童相談所等には、発達障害（広義の精神障害）についての各種相談窓口が設置されていることから、積極的に利用されたい。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

原道子、井上裕明、横田明美

別紙1及び別紙2（略）